

計画主体名	兵庫県・姫路市		
計画期間	平成28年度～平成32年度	総事業費（交付金）	25,000千円（12,500千円）
実施期間	平成28年度～平成29年度		

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	計画目標は交流人口の増加に資する内容で、目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	廃校等既存施設を活用し農家レストラン、直売所、体験施設等を整備することにより、都市住民との交流及び農産物の販売・加工促進を図るものであり、妥当である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	姫路市農林水産ビジョンの農産物の安定生産の内容に、直売活動・加工品のPRに関する記述があり、市農業振興地域整備計画及び市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な施策との連携、配慮、調和等が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	事業内容、計画等について地元自治会及び事業実施主体で合意された取り組みをもとに、市と事業実施主体と県関係機関で検討している。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	住民との会合・協議により合意を図っている。女性については地元婦人会が協議に参加している。
事業の推進体制は確立されているか	○	兵庫県（姫路農林水産振興事務所・姫路農業改良普及センター）、姫路市（農政総務課）、事業主体（株式会社山之内楽農倶楽部）が一体となって事業推進にあたっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	地域活性化計画の目標（交流人口年間10,045人）及び事業活用活性化目標（農産物の販売・加工促進）は、夢前地区（山之内）の豊かな自然や既存施設を生かし整備した農家レストラン、直売所等への地域外客数及び農産物利用増加が見込まれることにより、整合している。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合がとれているか	—	
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間 5年（平成28～32年度）、実施期間 2年（平成28～29年度）であり、適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	25,000千円（消費税除く）×50/100=12,500千円

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新たに実施する事業であり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	設計・施工管理については、建築設計会社に委託する予定であり、雪渓・施工等における検査体制は確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	○	建築基準法に基づく確認検査により建築基準法の建築基準関係規定に適合しているものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村振興交付金実施要領の別紙6に定める基準を満たしているか	○	既存施設の取り壊し、撤去に係る経費及び古品の補修費は、交付対象としていない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	耐用年数について、レストラン、直売施設等の建物（木造・改修）は、22年、一体的に整備する飲食店業用設備は6年で、概ね5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第〇号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	要領に則り算定されている
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	投資効率=8.69
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	特定農山法の指定地域であり、要件類別番号5第1の㉔、第5の㉓の要件を満たしている。実施主体：農業者の組織する団体
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	交付先：姫路市⇒株式会社山之内楽農倶楽部 夢前地区(山之内)全体に受益があり、事業内容は要綱、要領等に適合したものであり、目的外使用の恐れはない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	地域の施設、バス会社や企業との連携計画、整備する施設の運営計画等から適切な交流人口を考慮している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	既存類似施設である農産物直売所（夢街道 farm67）及び地元農産物使用レストラン（ゆめさき夢やかた）は順調に利用者数を伸ばしている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	近隣都市（姫路～神戸）における個人客の他、バスツアー等を想定。利用は年間を通じてある（行楽シーズンは増加見込み）。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	近隣の既存施設を参考に計画しており、交通アクセス、連携可能な施設を調査し検討している。（夢前スマートIC、ヤマサ蒲鉾見学施設等）
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	事業実施主体の検討会等で十分に計画協議および運営体制について検討され、利用計画に他施設との連携について具体的に記載されている。

項 目	チェック 欄	判 断 根 拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	農家レストラン、直売所等の運営に当たっては女性の雇用を見込んでいる。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	農家レストラン、直売所、体験施設の改装費は 47.4 千円/m ² 、食の学校改装費は 65.5 千円/m ² であり、費用対効果面からみて適切である。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	廃校舎を活用することでコストを低減している。また、必要最低限の面積で計画を立てており、整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	必要施設のみを計上であり、附帯施設は交付対象としてない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	直売所用陳列棚等、固定式等で移動が困難な備品は交付対象としているが、直売所用のコンテナ等汎用性の高い備品は交付対象としていない。
整備予定箇所は、集落の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	平成 27 年度に夢前スマート IC が中国自動車道と連結されており、交通の利便性と訪問客数の増加の目的に関して適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	施設用地は確保されており、地権者(姫路市)の同意を得ている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村振興交付金実施要領の別紙 6（平成 28 年 4 月 〇日付け 28 農振第〇号農林水産省農村振興局長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8262 号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）I の第 2 の 4 の（3）の基準に照らし適正であるか	—	整備しない。
整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	—	延べ床面積合計 456+83=539 m ²
地域間交流拠点については、延べ床面積 m ² 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）	○	2,000 万円 ÷ 456 m ² = 単価 4.38 万円/m ² 、 500 万円 ÷ 83 m ² = 単価 6.02 万円/m ² 、延べ床面積 539 m ²
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	高速道路の利便性向上に伴う訪問者の増加や交流人口の増加により、地域内外又は地域間の相互連携が促進されるものである。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	農家レストランは、農産物の付加価値を向上させ、特産品化及び生産者の販売力強化・ブランド化に資するために必要な施設である。
1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○	年間を通じての運営を行う。
6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	農家レストランは 6 次産業化、女性参画の促進に寄与する施設である。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業実施主体及び関係機関において、適正な資金調達計画と償還計画が策定されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	市基準に準じて3社以上の業者による指名競争入札を行う。事業量が小さい（事業費2,000万円、500万円）ことと、廃校など既存施設の改修で株式会社が発注を行うことから一般競争入札を実施できる体制が整備されていない。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	施設の維持管理は、事業実施主体の株式会社山之内楽農倶楽部により、管理運営規程に基づき適正に行われる計画である。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	株式会社山之内楽農倶楽部が主体となり関係者で協議した収支計画を策定している。収入においては、具体的な計画に基づき計上されており、支出においては、借入金の償還費・人件費・運営等が計上され、適正であると判断する。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○	他の事業との合体施行は行わない
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—	
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	交流人口の増加、農産物の加工販売促進を目的としたレストラン、直売等の整備である。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	交流人口の増加を目的とした施設整備であり、他の施策の交付対象となっていない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。